

ますが企業整備資金措置法廃止と同様な趣旨によりま

して、この際同條を削除すること、致した方があります。

次に、日本勸業銀行の勸業債券の発行限度は拂込
資本金額の十五倍と相成つて居るのであります。その発行
余力は極めて僅少となりて居ります。今後の同行の資金
供給に支障なかりしめらるがために、この発行限度を擴張
する必要があるとあります。日本勸業銀行法の一部を改正し、
その限度を、現在、拂込資本金額の「十五倍」と規定して居り
ますのを、「二十倍」とすること、致した方があります。

次に生命保険中央会、現狀に鑑みまして生命保険会社
に保険契約を移轉し得ること、する必要が認められます。、
生命保険中央会法の一部を改正すること、致しましたのであり
ます。

以上申述べました理由により本法案を提出した次第であります。が
何卒御審議の上、速かに御協賛あらんことを希望致します。

昭和二十一年九月

企業整備資金措置法を
廃止する等の法律案
関係
想定質問 答

銀行局

企業整備資金措置法を廢止する等の法律案

第一條 企業整備資金措置法は、これを廢止する。

第二條 臨時資金調整法の一部を次のやうに改正する。

第十條ノニ 削除

第十條ノ十二第三項中「營業税法及臨時利得税法」と「及營業税法」に、「營業税法及臨時利得税法」を「及營業税法」に、「營業税法」に、「營業税法ニ依ル利益」に改める。

第十八條第一項を次のやうに改める。

削除 十條ノニ 削除

第三條 日本勸業銀行法の一部を次のやうに改正する。

第三十四條第一項中「十五倍」を「二十倍」に改める。

第四條 生命保険中央會法の一部を次のやうに改正する。

第二十四條第一項中「受クルコトヲ得」を「受ケ若ハ生命保険會社ニ保險契約ヲ移転スルコトヲ得」に改める。

附則

第五條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

第六條 企業整備資金措置法（以下旧法といふ。）第三條の規定による命令若しくは

は旧法第四條の規定に基づいて設定された特殊預金、特殊金銭信託、債券者特殊借

入金、戦時金融金庫特殊借入金若しくは政府特殊借入金又は旧法第六條第三項（旧

法第七條第二項及び第九條第二項）において準用する場合を含む。）の規定による

命令に基づいて融通された資金については、旧法は、この法律施行後において、

なほその効力を有する。

第七條 旧法第二條第一項、第十三條第一項若しくは第四項又は第二十四條第二項

の規定に基づいてなされた損失の補償、補助金の交付又は債券の保証の契約につ

ては、旧法は、この法律施行後に適用して、命令の定めるところにより、なほ

その効力を有する。

第八條 旧法第十九條第一項の規定する会社が、同項の規定による命令に基づいてな

した資産の信託又は資産の管理の委託、同條第四項の規定による命令に基づいてな

した役員の数、減少及び當該会社につき、同條第五項の規定に基づいて株主總會又

は社員總會の招集に

は社員總會の招集に關し別段の定めをなした勅令については、旧法は、當該資産の

信託又は資産の管理の委託の契約の終了するまでは、なほその効力を有する。

第九條 旧法第二十條の規定する会社が、同條の規定に基づき、其の經理についてな

すことができらるる必要措置については、この法律施行の日に屬する事業年度の分

の經理に限り、旧法はなほその効力を有する。

第十條 旧法第二十三條第二項の規定により、裁判所の許可を受けた法人財産の換価

その他の処分及び残余財産の分配については、旧法は、この法律施行後において

も、なほその効力を有する。

第十一條 従前の臨時資金調整法第十條（第一項）の規定による命令又は従前の同

條第二項の規定に基づいて設定された特殊預金、特殊金銭信託若しくは政府特殊借

入金については、なほ従前の例による。この場合において、従前の同條第三項に

おいて準用される範囲内においては、旧法第六條乃至第十六條及び第二十八條の

規定は、この法律施行後においても、なほその効力を有する。

第十二條 従前の臨時資金調整法第十條（第二項）の規定による證券を發賣する

法人が、臨時利得税を課せらるべきものであつたときは、同項の責得金、當數金及び従前の同條第二項の經費及納付金に關するは臨時利得税法による利益の計算については、なほ従前の例による。

第十三條 この法律施行前（旧法及び従前の臨時資金調整法第十條ノ二の規定が効力を有する場合においては、その効力を有する間）に存した行為に關する罰則の適用については、この法律施行後（旧法及び従前の臨時資金調整法第十條ノ二の規定が効力を有する場合においては、其の効力消滅後）においても、なほ旧法及び従前の臨時資金調整法の例による。

理由

現下の事態に顧みて、企業整備資金措置法はこれに存続することが不適當であるから、同法を廢止するとともに、臨時資金調整法、日本勸業銀行法及び生命保険中央會法の一部をこれに改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一條關係

一、問 企業整備資金措置法を廢止する理由如何。

答 終戦と共に本法はその第一條に掲ぐる趣旨に鑑みその存在を不適當とするに至り、その後金融緊急措置令が施行され又殊に金融の戦時補償打切並みにそれに伴ふ一聯の諸措置の実施とこれに基つて本法はその存在理由を失つたと認められるのでこれを廢止することとしたのである。

二、問 臨時資金調整法第十條ノ二を削除せる理由如何。

答 本條第一項並に同條の規定による新當の勸業基金緊急措置令の實施により著しくその必要を失ひたること、同項後段並に第二項の規定による企業整備資金措置法を準用する特殊決裁制及び、企業整備資金措置法と同しく、金融の戦時補償打切並みにそれに伴ふ一聯の諸措置の實施により、存置の要なきこととなつたので、本條を削除することとしたのである。

三、問 政府は特殊預金等、凍結債、及び昨年十月に對して

嚴格にその資金化、譲渡を制限し、且該方がその方針を変更して
るが、是れを認めざるに因する結果の聯合司最高司令部より
の指令の由るべきに在り。

答

- (一) 昭和二十一年十月十四日附「戦時利得の除去と国家財政の再建」と
題する覚書を以て特殊預金等の完全凍結を指令された。
- (二) 当方より之れを以て交渉の上、昭和二十一年一月二日附「凍結勘定
の免除と解除」と題する覚書を以て之れを使途に依つて特殊
預金等の資金化を認められた。
- (三) 生活費 一人日米米一人百圓迄 二人以上三百圓迄
- (四) 住宅資金 但し五千圓迄
- (五) 戦時服用衣料、家具、什器の購入資金
- (六) 租税、公課 但し納期到来のもの
- (七) 債務の返済 但し特殊預金等の払戻によらず債権者へ譲
渡しない。

(三) 昭和二十一年三月三十日附を以て外務(朝鮮、台湾を含む)へ引揚げの
者に對し、一人千圓の引出しを承認してきた。

(四) 昭和二十一年四月十日附を以て教育施設に使用の場合に特殊預金
等の拂戻を承認してきた。

(五) 昭和二十一年五月十日附を以て年率裁判による罰金刑付のため特殊
預金等の拂戻を承認してきた。

(六) 昭和二十一年六月四日附「凍結勘定」の支取と振替」と題する覚書
を以て昭和二十一年一月二日、四月十日及び五月十日の覚書を取消すること、
即ち外國への送還者に對する払戻以外の一切の支取を禁止すること、公債
は如何なる理由をも向けず一人又は一人最高一萬圓を封鎖預金に
振替へるに止めること。此の場合も既に支払はれ又は払戻された金額は
あつた、之れを差引くこと並びに、本業又は住居の復興に使用する場合に
限定すること、いふ條件附であつた。

(七) 特殊預金等の利金の中止は次の指令による。

(八) 昭和二十一年一月二十日附「戦時預金等の支払」としての特殊預金等

(四) 昭和二十一年一月三十一日附(政府特殊借入金)

(五) 昭和二十一年五月十七日附(一切の東債債権)

(六) 政府は戦時補償特別措置法の施行と共に特別税納付後存
存の特殊預金等に同じ右の一層の指令を撤回せられたる旨を要請し、
目下交渉中である。

四 問

特殊預金等の決済の制を廃止し以後は、特殊預金等が決済しな
ればならず分つた同様の債権債務の決済は今後自由に為し得るか。

答

本条は施行されることも別に金融緊急措置令が全面的に適用さ
れる。従来は同令第十條の規定によつて金融緊急措置令よりも、
あり制約が強いとされる他の法令があるが、その後の法令の適用さ
れること、なつておため、企業救済資金措置法又は同法を準用する
資金調達の第十條の二の規定が金融緊急措置令の上で働き、従つ
て戦時保衛の特別適用の支拂は本年二月以降に於ても封鎖されな
くして特殊預金で決済されておたのである。今度の廃止は執行されれば

五 問

特殊預金等の特殊決済債権の今後の取扱如何

(一) 戦時補償特別税の課税
(二) 然らざるもの

一、特殊預金

納付後存するもの、即ち控
除又は免課によつて課税を免
れたものは、同法第一封鎖預金等
とし、同時に債権者の指定する預
金又は信託とさせる。

二、特殊金録信託

納付後存するもの、即ち控
除によつて課税を免れたものは、
現在のも、更生金庫又は産業
設備官田への債権として、
或その金額は金庫官田の勘
定に計上せらるるに於て、此の場
合は従前の利子を附するもである。

三、債務者特殊
借入金

日本電信電話株式会社、日本倉庫株式会社
を債務者とする分だけであるが、之等は
政府保証を享受し、故に之を、
今次の戦時補償特別措置法施行と
同時に政府保証はなくなり、従つて予記
の特殊借入金とは異なる。或は之を
貸付債権と見做す。故に之は従前の
同法契約には放任主義をとる。

現在のも、金庫への債権として、
或同入庫の清算に際しては特殊
預金の取扱と取扱とを兼ねる。

以後存するものとして封鎖されおたのである。戦時中の企業救済に關係する工場、
事業用設備等、賣買債務者の資金繰りより自由支拂も為し得るありて
ある。

五、政府特殊債
借入金

（和）附後償還するもの、即ち控
除により課税を免れたものは登
録国債となる。利子も通わら
ずにより支払はれる。

（登）録国債となる。利子も通わ
ずにより支払はれる。

（和）附後償還するもの、即ち控
除により課税を免れたものは登
録国債となる。利子も通わら
ずにより支払はれる。

（註）戦中補償特別税の徴収は特殊預金、特殊全額債記及び債
務者特殊借入金は期限満了の払戻、解除又は償還（下）させて
金原の形にするが、政府特殊借入金は償還権そのものを以て処分
せしむ。政府は自己に対する債権を取得し、最終的には戻付
による消滅する。

六、間 特殊預金等への戦中補償特別税の課税対象と否をめぐり
なるものか。

答 一、特殊預金

戦争保険、強制建物疎開及び次の回戦国の払込むる特殊預金の課税に
係るもの、預金のものは全額である。その種類が多岐に亘つており、
ゆが、例へば民間会社、個人同士の債権、大貯蓄として積立したもの、解散

分配金も特殊預金として分配した場合もその如きものか該をす。

（四）回戦国）一、回戦更生全庫、産業救済官団、赤十字救済施設株式会社

社、日本石炭株式会社

二、特殊全額債記

回戦国の振込（入）以外の全部課税される。（戦中停産、強制疎開
の支払は特殊全額債記と採用しない。）

三、債務者特殊借入金

日本炭田特殊株式会社及び日本炭田特殊株式会社（旧日本炭田特殊株式会社）
と債務者とするもの、特殊貯蓄金としてなら方針である。あ課税しないもの
は同、炭田更生全庫及び産業救済官団と債務者とするもの、以上全
て回戦国以外に債務者特殊借入金の債務者として認められる。

四、戦中全額金庫特殊借入金

全部課税される。（企業整備金によるものがあるが回戦国の振込は課税
のしない。）

五、政府特殊借入金

銀行補償特別措置法第一條の請求権及びその請求権の行使として設けられたもので、その事例は農林省関係の本購入代金、日本銀行の所有として、政府特殊債の償入金の内へ、文部省の（A）の船舶没収失補償金の決済として一度船主に交付され、直ちに興業の譲渡と人へ渡す代金は同行の別段預金として凍結（水圧）し、之を日銀が買受けた人への如き特殊なもの及び政府の各種補助及び補償金の一部もある。

而企業整備資金措置法第十條の規定によつて債権者が政府に金銭を交付し、債権者名義の政府特殊債入金と設けられたる八百余万円あるが之も詳細を知らず。

七、問

答

特殊預金、特殊金庫信託及び政府特殊債入金は戦時補償特別税徴収後は一般の預金、金庫信託又は登録国債とすべし、そのほか、本条に於て何れかの措置を要するものあり。

之等の債権は戦時補償特別税の徴収を以て、その課税の形を通過し、之等の形を解くことは不可なり。是れを以て、その課税の形を通過し、之等の形を解くことは不可なり。

八、問

答

戦時補償特別税徴収後存する特殊預金、特殊金庫信託を連するの預金、金庫信託として政府特殊債入金と登録国債とすべし、そのほか、本条に於て何れかの措置を要するものあり。

戦時補償特別税徴収後存する特殊預金、特殊金庫信託を連するの預金、金庫信託として政府特殊債入金と登録国債とすべし、そのほか、本条に於て何れかの措置を要するものあり。

戦時補償特別税徴収後存する特殊預金、特殊金庫信託を連するの預金、金庫信託として政府特殊債入金と登録国債とすべし、そのほか、本条に於て何れかの措置を要するものあり。

九、問

戦時補償特別税徴収後存する特殊預金、特殊金庫信託を連するの預金、金庫信託として政府特殊債入金と登録国債とすべし、そのほか、本条に於て何れかの措置を要するものあり。

特殊債金

- 一 特殊債金 三、七五七、一〇〇
- 二 特殊金銀債 一、四七五、七五一
- 三 債務者特殊借入金 二、三六五、五一
- 四 戦時金融倉庫特殊借入金 四一、一六五
- 五 改在特殊借入金 一、三九七、五八八

(注) 本年七月末現在である。

右の發生原因別金額は概略の推定しかるに得ずんば不詳次の通りであること考へらる。

- 一 企業整備国債 三〇億圓
 - 二 特別疎開国債 一七億圓
 - 三 戦時保陸国債 三、一五億圓
 - 四 臨時軍事費支払国債 一、一二億圓
 - 五 政府(一般会計)補助又は補償金支払国債 二、七億圓
- 合計 五〇、一億圓

一、同 戦時補償特別税徴収後及び後における繰存する特殊債金等の全額等。

くらひの見込。

答 戦時補償特別税徴収後繰存するものは課税外のもとなりぬゆゑ課税徴収等の控除又は課税の免除によるものありぬるを合計は

- 特殊債金 約一〇〇億〇〇万円
- 特殊金銀債 一億四千万円
- 債務者特殊借入金 一億三千万円
- 戦時金融倉庫特殊借入金 四千万円
- 改在特殊借入金 四五億〇〇万円 (但し国債となる)

計 約二四八億一千万円

とみられざるの繰越は五〇億あるから大抵戦時補償特別税として徴収せられず特殊債金等は三五億あると推定せらる。

1,400,000,000

三、同 特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

答 特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

特殊預金

特殊預金

特殊預金

特殊預金

特殊預金

合計

である。

三五七五七、一ナナ

約一億九千九百万円

約一億九千九百万円

約一億二千九百万円

約四千万円

約四億三千九百万円

約五億八千九百万円

四、同 特殊預金

三、同 特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

答 特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

(一) 特殊預金

(二) 特殊預金

(三) 特殊預金

(四) 特殊預金

(五) 特殊預金

(六) 特殊預金

三、同 特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

答 特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

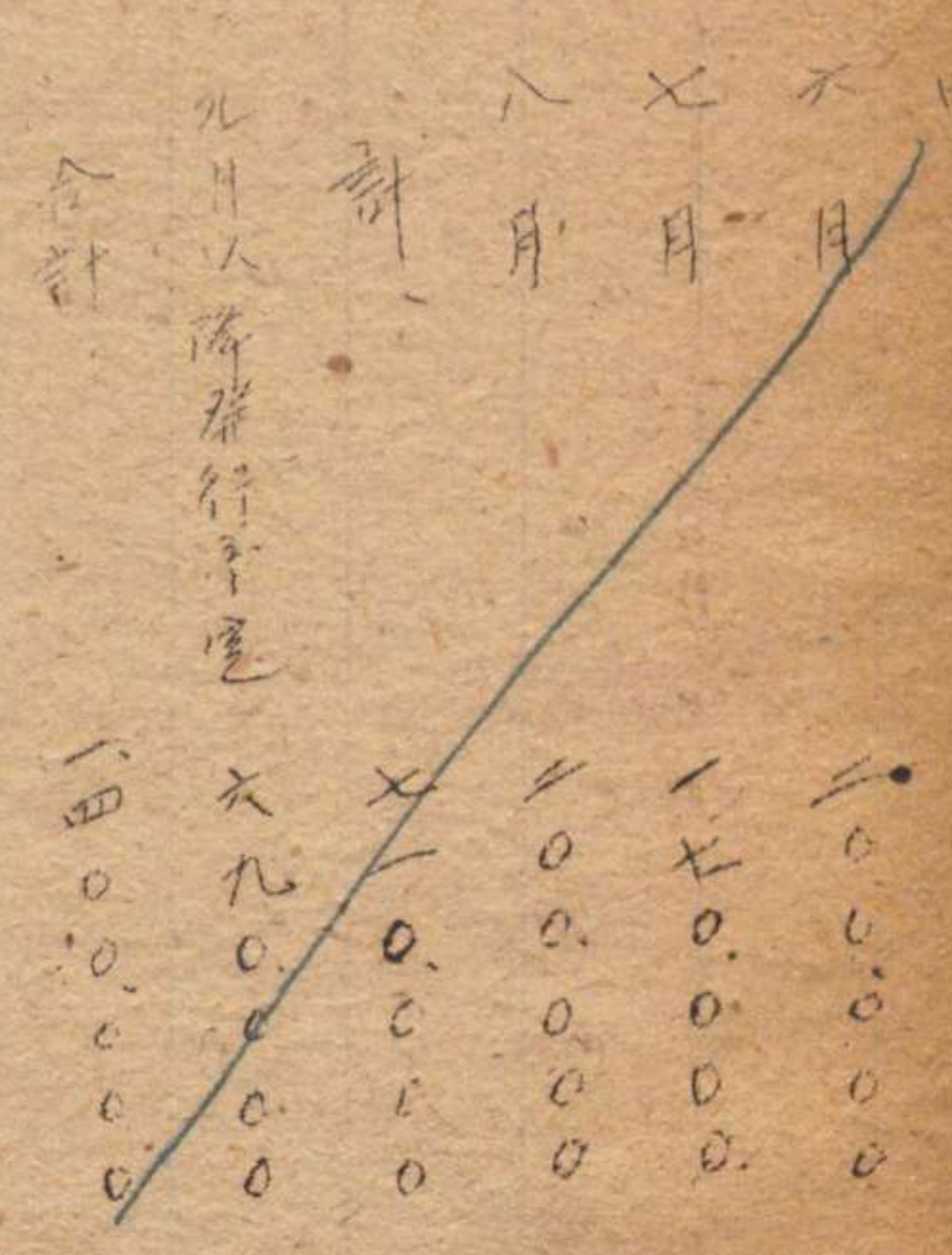
特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

答 特殊預金等の内戦時補償特別債の利率は年々高くなるものがある。金庫に
対する割合は約何。

一四〇、〇〇〇、〇〇〇



二八回 債権銀行 限額を押し資本金額の倍とする理由。

何處と絶対額による限度を可とせざる也。

右の料金は増加した時にこれの倍としておけば自動的に限度金額は

右の通り増加するのであるが、何處としておけば、何等かの必要がある。

右の通り増加するのであるが、何處としておけば、何等かの必要がある。

右の通り増加するのであるが、何處としておけば、何等かの必要がある。

右の通り増加するのであるが、何處としておけば、何等かの必要がある。

九回 資本銀行 新規定 債権銀行 新規定 債権銀行 新規定 債権銀行 新規定

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

三回 新規定 債権銀行 限額の拡張を必要とする理由如何

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

右の新規定は、一時的の必要から起るもので、資本銀行の倍とする理由は、

三三 同 債券發行限度を押込資本金の二十倍とせる事例ありや

各債券の發行限度は擴張を推し資本金の充實に依つて之を行ふことも一か方法
不敷と考へたか、發行は押込資本金の外に積立金其の他相當巨額の自己資本を
有するのみならず、特に長期の金融を行ふ事業に於ては、復し、押込資本金
に對する應得を擴張するも支障ないものと考へる。外國の立法例に徴するも
佛蘭西不動産銀行は公稱資本金の五十倍迄これを認め居り、ト斯克
州内に其の如しと思はれる。

三三 同 債券發行限度を擴張し擴張は押込資本金の二十倍とせる事例ありや

臨時資金調整法に依り百億円の發行限度を認められ、兩者を
合算するときは、實に押込資本金の百十四倍に及ぶものがある。
又外國の立法例に於ては佛蘭西の不動産銀行は公稱資本金の五十倍の債券
發行を認められてゐる。

三四 同 債券發行條件如何

第一 擔置期間 二十年
第二 償還期間 十五年
第三 償還方法 年二回(毎年回元金)に爲る額の百分の二以上

三四 同 勸業債券の消化状況如何

勸業債券の消化状況は、發行の度に、農業會方面では、
五〇%の消化に達し、概して、尚地方の消化は、中國、四國、九州方面に

九〇%の消化に達し、概して、尚地方の消化は、中國、四國、九州方面に

於て約言并書占す五五五。

第七條關係

同日 兼修の趣旨如何

益々早急競争の進展に伴つて我々同業死に者が激増して来たが、予生命
保險會社の二九日より受け手打競争を敢て予生命保險會社の移り救済する
目的の下に昨午年四月生命保險中央會を成立せしめ、その際従来我國における
唯一の生命保險再保險會社であつた協業生命再保險會社を遷定
吸収合併せしむる事ある。然るに終戦と共に生命保險中央會は残務整理の
範圍に限定されに至つたのをあるが、之に吸収合併。協業生命より
承継したる業務は今後予生命保險會社の所管に於て自由測定の運営
をせざるが通案をあるが、今回協業生命保險會社(假稱)を設立して
予生命の經營を先前記の諸事業を一括してこれに移轉する
ことと致したい。よつて生命保險中央會の法第二十四條第一項を改正すること
したるをある。

新設再保險會社移轉の程類及が存類

一 再保險

二 再保險

三 再保險

計

一 五〇〇 〇〇〇

一 五〇〇 〇〇〇

一 五〇〇 〇〇〇

三 〇〇〇 〇〇〇

第六條關係

三 同本條の趣旨如何

養企業業務資金格高減(第四條)の趣旨如何。假令其を、予生命に設定せしむ
轉讓預金等が、預金格高減(第四條)の趣旨如何。假令其を、予生命に設定せしむ
假令、存貯し、予生命に設定せしむる。假令其を、予生命に設定せしむ
ついで、予生命に設定せしむる。假令其を、予生命に設定せしむ
ある用、其の趣旨如何。假令其を、予生命に設定せしむる。

第七條關係

三 同本條の趣旨如何

答企業業務資金格高減(第四條)の趣旨如何。假令其を、予生命に設定せしむ
予生命に設定せしむる。假令其を、予生命に設定せしむる。

契約による債権の消滅を防止するに必要と認めらるる債権を以ては、
その消滅の要件を若干の要件を以て、臨時補償特別措置法の施行に
おいては、臨時補償特別措置法に規定するものとする。この場合、
臨時補償特別措置法に規定するものとする。この場合、臨時補償
特別措置法に規定するものとする。この場合、臨時補償特別措置
法に規定するものとする。この場合、臨時補償特別措置法に規定
するものとする。この場合、臨時補償特別措置法に規定するもの
とする。この場合、臨時補償特別措置法に規定するものとする。

第八條關係

第九條 本條の趣旨如何

答 旧法第十九條で、臨時補償特別措置法に規定する債権の
大部分が有価証券である。特殊債権等の特種債権とされた会社を解散
することとし、債権者や債権者等の権利を銀行にその清算を信託し、又は
債権の管理を委託することとする。其に、この会社の取締役又は監査役、
役員等が債権者であることを認め、その債権を信託し、又は債権の
管理の委託、契約の終了する迄は、債権者と同様の権利を行使し得ること
とする。この場合、臨時補償特別措置法に規定するものとする。

第九條關係

四〇問 本條の趣旨如何。又本條と會社經理應急措置法による特別
經理會社との關係如何。

答 企業整備に關し、營業の全部又は一部を廢止又は休止した會社
及び繼續又は合併をなした會社は、政府の許可を得て特に、
一、財産目録に記載する營業用固定財産について、財産目録
調整の時に、おける價額を超過する價額を附すること。
二、準備金の割合を引下げ、準備金の積立をなさず又は準備
金を使用すること。
三、企業整備に關して生じた損失の全部又は一部を貸借対照
表の資産部に計上し、これを一定の期間内に償却すること。
と云ふ經理に關する必要な措置をなす得ること、これらであるので、
が、本法施行令後、長くなる規定を存置せざる由は、
存在せざるも、本法施行と同時に廢止することは適當でない。

法施行の日の属する事業年度分の經理に限って存置し、存置をなすこととしたのである。尚、會社經理應急措置法に規定する特別經理會社については同法第十六條の關係上、前記一及二の經理はなすことかひきない。

第十條關係

四二問 本條の趣旨如何

答 旧法第二三條第二項の規定により會社等の法人の清算人は法人財産の換價其の他處分及び残余財産の分配をなすとして裁判所の許可を受け然るも本法施行の際未だ換價分配等の実行を著ましてゐない場合の存置るのである。場合には裁判所のなした許可に従って従前同様な処置を採らしめらるるも適當と認めらるる本條を設けたのである。
向當該法人が會社經理應急措置法に規定する特別經理會社に、かかる処置をなすには特別經理人の承認を必要とする。

第十一條關係

四二問 本條の趣旨如何

答 従前の臨時資金調整法第十條の二の規定によつて設定された現に存する特殊預金、特殊金銭信託及び政府特殊借入金については旧法の規定によつて設定された現に存する特殊預金、特殊債権と同じく従来と同様の取扱をなすを適當とする。本條の経過規定を設けたのである。

第十二條關係

四三問 本條の趣旨如何

答 臨時利得稅法の廢止に伴つて従前の臨時資金調整法第十條の二第三項を改正したから、三に伴ひ経過規定として本條を

設けらるべきものであつて、同條第一項に規定する證券を發行する者、
人に対する臨時利得税法による利益の計算に於ける償得金、
當籤金終に經費及納付金の取扱は従前の例によることとし、
のである。

企業整備資金措置法

(昭和十八年六月二十六日法律第九十五號) 改正(昭和十九年二月十六日法律第九十五號)

第一條 本法ハ大東亞戦争ニ際シ企業整備ニ関レ之ガ促進ヲ圖リ浮動

購買力ノ發生ヲ所止シ國家經濟ノ秩序ヲ維持スルヲ以テ目的トス

第二條 政府ハ前條ノ目的達成ノ爲ニ必要アリト認ムルトキハ廢止又ハ休止シタ

ル事業ニ屬スル設備、權利、其他ノ資産ノ保有ヲ爲シ又ハ保有若クハ處分
ノ目的ヲ以テスル買取ヲ爲ス者ニ對シ其ノ保有若クハ買取ニ因リ蒙リタル損失

ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第三條 補償金及補助金ノ額ニ付テハ豫メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムベシ

第三條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲ニ必要アリト認ムルトキハ命令ニ定ムル所ニ

依リ補償金又ハ土地建物船舶設備若ハ權利ノ買収代金ノ債務ニ付其ノ全部

又ハ一部ノ支拂ニ代ヘ之ヲ債主ヨリノ政府特殊借入金ト爲シ又ハ債主ニ對シ當該

買収代金ノ全部若ハ一部ヲ第六條若ハ第七條ノ規定ニ準ジ債主ノ特殊預金若

ハ債主ヲ信託者ト受託者トスル特殊金銭信託ト爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得